

分類	主な意見の概要	事業者の見解
環境保全措置 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価の低減がなされる」という評価ではなく、「環境影響評価の回避がなされる」という評価ができるような調査を実施し、予測すべき。「環境影響の回避」はできないという評価であると誤解を招くので「環境影響の回避がなされる」という明確な記載に変更することをもとめる。 ・予測評価の結論の部分を環境保全措置を講じるではなく、環境保全の見地から、新空港の建設は見合わせるべきと訂正すべき。 ・環境保全措置の多くの項目でその効果は「検証が困難」とされているが総合評価で「環境に及ぼす影響の程度は小さい」と結論づけているのに矛盾がある。 ・実行可能な範囲内で影響が回避、低減されるとは、ほとんど何もしないに等しい。 ・緑化する事で変化の程度は軽減される事や、サンゴ礁に及ぼす影響はないというように、全体的に変化による影響は(小さい) かもしくは(ない) と形どおりの予測結果となっている。これは大いに疑問が残るところである。定量的に示すべきではないか。 ・事後調査の確認では保証が無く事前調査における確認が必要。 ・安易に生物の生息地を消滅させたり、ピオトープや人工洞を作って生物の移動を人工的に行うことは、取り返しのつかないことを引き起こす可能性があるのではないか。 ・人工洞窟やピオトープなどはこれまで成功事例(保全措置)がないものにして「事後調査をするから評価できる」とあるが、これではアセスメントとは言えない。 ・特に影響の程度が大きいと想定される項目について環境負荷の低減の観点から定量的な負荷量を算出し、比較検討すべきである。定量的な評価が難しいものについては、評価基準を明確にし、代償措置等による環境影響低減効果の確度などをあわせて表記する必要がある。 ・不確実性の取り扱いが十分になされていない。現段階での予測に不確実性を伴う項目については、不確実性の程度を定性的に評価し、段階的に示す必要がある。希少動植物への不確実な代償措置、事後調査をして確認しても手遅れと思う。 ・多くの動植物種、生態系について、移動・移植などの環境保全処置が採用されているが半数以上の項目でその効果は「検証困難」とある。それにもかかわらず影響は低減されるとあり矛盾している。評価をやり直す必要がある。 ・移動、移植などの「環境保全措置」が採用されているが、半数以上の項目で、その効果は「検証が困難」とされているが、それにもかかわらず、影響は低減されるというのは矛盾している。評価をやり直すべき。 ・コウモリの保全対策について、効果の検証はすべて困難としながら、影響が及ぶ可能性は少ないとしており、支離滅裂。石垣島内で最大級の生息環境を維持している予定地周辺の改変を行うことに対する事態の重大性にあまりにも無頓着。カンムリワシの生息環境に対しても評価の基準や根拠に論理性が欠けている。 ・希少種の安易な移植について、希少種をその生息環境ごと保護しなければならないという発想がなく、移植すればよいという表現が多々見受けられる。 ・「環境保全措置」の中、多くの種においてその効果は「検証が困難」となっているが、「検証が困難」であれば原則として影響を回避することも選択肢として挙げられるべき。 	<p>予測の不確実性及び環境保全対策の効果に不確実性を伴う場合については、事後調査を実施します。なお、事後調査結果は、モニタリング委員会で検討し、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、関係機関と協議し、必要に応じて追加調査等を行い、適切な措置を講ずるものとします。</p>